

医療福祉費支給制度（マル福制度）はぐくみ医療費支給制度



これらの制度は、申請により適用されます。申請をお忘れなく。

医療福祉費支給制度（マル福制度）

妊産婦、小児、ひとり親家庭の母子・父子、重度心身障がい者のみなさんに対して、安心して必要な医療を受けることができるよう、医療費の一部を助成する制度です。

はぐくみ医療費支給制度 ※市独自制度

マル福制度の対象年齢や所得制限により助成を受けられない妊産婦やお子さん、もしくはマル福妊産婦対象疾病以外の医療費を助成する制度です。

●助成方法

- ・県内の医療機関…医療機関窓口で受給者証を提示してください。
- ・県外の医療機関…医療機関で支払いを済ませ、翌月以降に領収書を持参のうえ市役所窓口での申請が必要です。

- ※申請が遅れたときは、申請月の初日より該当となります。
- ※交通事故などの第三者行為や学校でのけがについては、基本的に対象外です。

種別	対象	対象期間	助成内容	更新
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 【マル福制度】 産科・婦人科医などで受診するときのみ有効 【はぐくみ医療費支給制度】 ①所得制限によりマル福制度の対象とならない人 ②産科・婦人科以外の医療機関での受診分	母子健康手帳交付月の初日～出産月の翌月末	保険診療分の医療費で、自己負担金を超える医療費を助成。 (重度心身障がい者などの自己負担金は無し)	不要
小児	0歳～高校3年生学年末までの子 【マル福制度】 中学・高校生は入院診療のみ有効 【はぐくみ医療費支給制度】 ①所得制限によりマル福制度の対象とならない子 ②中学・高校生は外来診療分	出生日～18歳になった年の3月31日	【自己負担金について】 ●外来自己負担金… 1医療機関につき1日600円(600円未満はその額)月2回まで ●入院自己負担金… 1医療機関につき1日300円月3,000円限度 ●調剤薬局…無し	誕生月の下旬
ひとり親	【マル福制度】 ひとり親家庭の親と18歳未満の子※1(受給には条件あり)	申請の日～子が18歳になった年の3月31日※2	●調剤薬局…無し	6月下旬
重度心身障がい者など	【マル福制度】 ①身体障害者手帳1・2級(内部障がいは3級まで) ②療育手帳のA・A判定またはB判定かつ身体障害者手帳3級該当者 ③障害年金1級 ④精神障害者福祉手帳1級 ⑤特別児童扶養手当1級 ※65歳以上75歳未満の人は上記条件のいずれかに該当し、かつ後期高齢者医療制度に加入した人	手帳交付月の初日～	マル福制度は、所得制限があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。 	6月下旬

※1 配偶者が重度心身障がい者などに該当し、一定期間を経過すると、その家族(18歳未満の子がいる場合)は、婚姻中でもひとり親に準じるものとして認定されます。

※2 子が重度心身障がい者などに該当又は定時制高校などに在学中の場合、申請により20歳まで期間が延長される場合があります。

【問】医療保険課(本庁1階) ☎24-2103

新しい被保険者証(保険証)を送付します

被保険者証は8月1日に更新されます

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証は、特定記録郵便で郵送します。届いたら内容のご確認をお願いします。

特定記録郵便は、配達の際にご自宅の郵便受に投函されますので、配達時に不在でも受け取ることができます。また、郵便物の配達状況が郵便局に記録されます。



7月中旬から順次郵送します。

国民健康保険の「被保険者証」

こんなときには忘れずに手続きをしましょう

社会保険などに加入したとき

国保喪失手続きが必要です。

持参品：
国民健康保険証
加入された健康保険証

世帯主、住所が変更になるとき

記載内容変更手続きが必要です。

持参品：
世帯全員の国民健康保険証

就学や施設入所のため住民票が筑西市にないとき

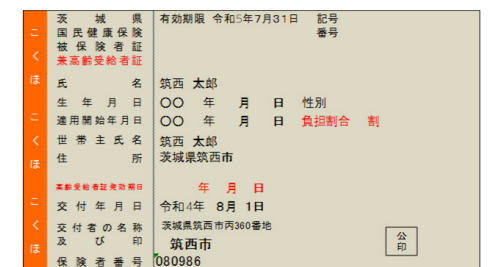
記載内容変更手続きが必要です。学生の期間は、毎年手続きが必要です。

持参品：在学、入所証明書など

国保の各種届け出の手続きは……

窓口に来る人の身分証明書、世帯主と手続き対象者のマイナンバーが必要です。届出の内容によって持参品が異なりますので、詳細は問い合わせてください。

【問】医療保険課(本庁1階) ☎24-2103



70歳から74歳の方は、赤文字部分の記載があり、高齢受給者証を兼ねています。

- 【有効期限】令和5年7月31日**
- ※次の人は有効期限が異なります
- ・誕生日で70歳になる人…誕生月の月末(1日生まれの人は前月末)
 - ・誕生日で75歳になる人…誕生日前日
 - ・外国人…在留期間の満了の日
 - ・保険税の未納がある世帯の人

後期高齢者医療の「被保険者証」 令和4年度は被保険者証を2回送付します

1

7月中旬～ 発送予定
被保険者証の色は紫色

有効期間 令和4年 8月1日～9月30日

Q どうして2回送付されるの?

A 令和4年10月1日から、一部の人の窓口負担割合が2割負担に変わります。これに伴い、被保険者証が全国一律で2回送付されます。

2

9月中旬～ 発送予定
被保険者証の色は茶色

有効期間 令和4年 10月1日～令和5年 7月31日

●2割負担の対象者

課税所得が28万円以上で「年金収入+その他の合計所得金額」が、①又は②に該当する人

- ①後期高齢者が1人の世帯(単身世帯)の場合200万円以上
- ②後期高齢者が2人以上いる世帯(複数世帯)の場合320万円以上

※現役並み所得者は10月1日以降も3割です。

【問】医療保険課(本庁1階) ☎24-2103
県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎029-309-1213